第六次地域管理経営計画書 (津軽森林計画区)

自 令和4年4月1日

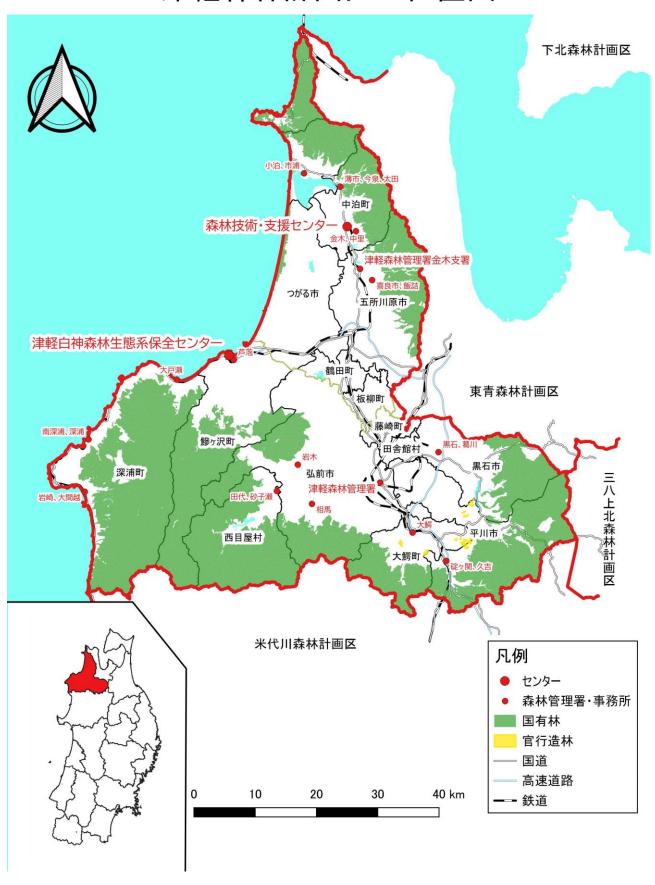
計画期間

至 令和9年3月31日

東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める令和4年4月1日から令和9年3月 31 日までの5年間を計画期間とする津軽森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

津軽森林計画区の位置図



はじめに	- 1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	- 2
① 森林計画区の概況	- 2
② 国有林野の管理経営の現状及び評価	- 2
アー計画区内の国有林野の現況	
イ 主要事業の実績	
(ア) 伐採量	
(イ) 更新量	
(ウ) 保育量	
(エ) 林道の開設及び改良	
(オ) 保護林・緑の回廊	
③ 持続可能な森林経営の実施方向	- 7
ア 生物多様性の保全	
イ 森林生態系の生産力の維持	
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	
エ 土壌及び水資源の保全と維持	
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
④ 政策課題への対応	- 9
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	- 9
① 機能類型ごとの管理経営の方向	- 9
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する	
事項	
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア	
(イ) 気象害防備エリア	
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項	
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する	
事項	
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する	
事項	
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項	
② 地区ごとの管理経営の方向	- 12
ア 相内・太田地区(金木 501 ~ 560、638、639 林班)	
イ 小泊・磯松地区(金木 561 ~ 636、775 ~ 783 林班)	
ウ 喜良市地区 (金木 1 ~ 67、69、71 ~ 95 林班)	
工 飯詰地区(金木101 ~ 118、120 ~ 153 林班)	
オ 中里地区(金木 201 ~ 238 林班)	
カ 薄市地区(金木 301 ~ 305、307 ~ 312、314 ~ 320、322 ~ 342 林班)	

キ	· 今泉地区(金木 343 ~ 371 林班)
ク	屏風山地区(金木 402 ~ 448 林班)
ケ	赤石地区(津軽 2001 ~ 2028、2030 ~ 2042、2045 ~ 2061、2065 ~ 2073 林班)
Ξ	奥赤石地区(津軽 2043 ~ 2044、2062 ~ 2064、2084 ~ 2090 林班)
サ	岩木山西麓地区(津軽 2074 ~ 2079 林班)
シ	道良瀬地区(津軽 3001 ~ 3049、3114、3119 林班)
ス	奥道良瀬地区(津軽 3111 ~ 3113、3115 ~ 3118、3120 ~ 3122 林班)
セ	深浦地区 (津軽 3050 ~ 3063 林班)
ン	笹 内地区(津軽 3064 ~ 3079、3109 ~ 3110 林班)
タ	************************************
チ	
ッ	· 岩木山東麓地区(津軽 25 ~ 46 林班)
ラ	岩木川地区(津軽 101 ~ 150、158 ~ 164、175 ~ 203、341 ~ 407 林班)
1	· 暗門地区 (津軽 151 ~ 157、165 ~ 174 林班)
ナ	- 一野 渡 地区(津軽 309 ~ 337 林班)
Ξ	> 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ヌ	・・シックがせき こ 碇 ケ関地区(津軽 701 ~ 802 林班)
ネ	、 板留・大川原地区(津軽 1001 ~ 1009、1012 ~ 1047 林班)
j	17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
ン	、 切明・大木平地区(津軽 1085 ~ 1117 林班)
(3) 森	林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 20
1	林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及 20
2	林業事業体の育成 20
3	民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進 20
4	森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士 (フォレスター) 等による技術支援 - 20
(4) 主	要事業の実施に関する事項2
1	伐採総量
2	更新総量
3	保育総量
4	林道の開設及び改良の総量
` ′_	の他必要な事項
(<u>1</u>) (<u>2</u>)	型球温暖化防止対策の推進
3	生物多様性の保生
(4)	とバ林復元の推進
4)	C / 1/4下及 / L v / 7 世 / E
2 国有	- - - 林野の維持及び保存に関する事項
	視に関する事項
(1)	山火事防止等の森林保全巡視 23
2	境界の保全管理
3	「白神山地世界遺産地域」の森林保全管理23

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	24
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	24
① 保護林	24
② 緑の回廊	24
(4) その他必要な事項	24
① 野生鳥獣との共生及び被害対策	24
② 希少な野生生物の保護	25
③ その他	25
3 林産物の供給に関する事項	
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	25
(2) その他必要な事項	25
4 国有林野の活用に関する事項	
(1) 国有林野の活用の推進方針	26
(2) 国有林野の活用の具体的手法	26
(3) その他必要な事項	26
を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項(1)公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針(2)国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	莆
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	
(1) 国民参加の森林に関する事項	
(2) 分収林に関する事項	
(3) その他必要な事項	
① 森林環境教育への取組	
② 地域住民や関係機関と連携した取組	
③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	28
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	
(2) 地域の振興に関する事項	
① 地域性を活かした産業振興等への寄与	
② 蜂蜜採取への配慮	
(3) その他必要な事項	
① 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	
② 花粉発生源対策	29

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の滋養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりなど 多様化してきている。

また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、民有林においては、森林の経営管理の集約化が喫緊の課題となっており、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林経営管理制度が平成31年度から導入されるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたところである。我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、東北森林管理局は、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的には、間伐の適切な実施や針広混交林化、モザイク状に配置された森林への誘導等の多様な森林整備を積極的に推進する中で、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムの導入等の森林施業の低コスト化を進めるとともに、森林総合監理士等の人材を活かして、民有林への実践的な技術の普及等を図る。あわせて、国有林材を活用し、木材需要の拡大・創出につながる安定供給体制が構築されるよう、地域での需給動向の把握や事業量の公表等を図りつつ、国有林材の安定供給システム販売等による木材の計画的、安定的な供給に取り組む。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の津軽森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、津軽森林計画区における国有林野の管理経営は、本計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- (1) 国有林野の管理経営の基本方針
 - ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、青森県の西部に位置し、東側は東青森林計画区及び三八上北森林計画区、南側は米代川森林計画区に接し、西側は日本海、北側は津軽海峡に臨む、弘前市をはじめとする5市4町1村にまたがる国有林野159,562haである。

本森林計画区は、中央部から北部の岩木川流域に広がる日本でも有数の広さを誇る津軽 平野とそれを取り囲む西部から南部にかけての白神山地、東部の八甲田山系、北部の津軽 山地等からなる。

中央部には青森県内最高峰の岩木山(1,625m)、八甲田山系には櫛ヶ峰(1,517m)や横岳(1,340m)、白神山地には急峻な白神岳(1,235m)や摩須賀岳(1,012m)等の山岳がある。津軽山地には四ツ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)等の低山や、津軽半島西部の海岸沿いの丘陵地帯には防風・防砂のため、約300年前に津軽藩により植林された屏風山がある。

主要河川は、白神山地を源流とする岩木川が、奥羽山脈を源流とする平川や八甲田山系を源流とする浅瀬石川等と合流して津軽平野を北上し、津軽半島西部で小田川、金木川等の小河川と合流して十三湖を経て日本海に注いでいるほか、西部の西海岸地域では、白神山地を源流とする中村川、赤石川、追良瀬川、笹内川等が日本海に注いでいる。

林況は、スギやカラマツを主体とする人工林が 34%、ヒバやブナを主体とする天然林が 66%を占めており、八甲田山系の櫛ヶ峰の標高 900m 以上にはコメツガと混交するアオモリトドマツ林があるほか、鰺ヶ沢町の矢倉山には、天然生スギの北限と言われる矢倉スギが ある。

本森林計画区の国有林野の 88 %が保安林に指定されており、水源涵養や土砂流出防備 等に重要な役割を果たしている。また、海岸に近い地区は、防風保安林に指定されており、 後背地にある集落及び耕作地保護に重要な役割を果たしている。

本森林計画区は、優れた自然環境を有する地域が多く、原生的なブナ天然林が大面積にわたって維持されている地域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定し、「白神山地自然環境保全地域」にも指定されており、加えて「白神山地世界遺産地域」として登録されている。さらに、「十和田八幡平国立公園」、「津軽国定公園」、「津軽白神県立自然公園」等に指定されている。これらの地域は、登山、湖沼・渓谷の散策等のほか、温泉やスキー場等の施設が整っており、弘前市、五所川原市等の都市部から比較的近距離に位置することから、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

林業・木材産業については、豊かな森林資源を利用して従来より木材加工業が地域の重要な産業として発達している。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

本森林計画区の森林の現況 (令和3年3月時点) は、人工林を中心とする育成林が56,257ha (育成単層林50,075ha、育成複層林6,182ha)、天然生林が93,708ha となっており、主な樹種としては、針葉樹ではスギ7,656 千㎡、ヒバ2,888 千㎡、カラマツ1,047 千㎡、アカマツ366 千㎡、広葉樹ではブナ6,895 千㎡、ナラ類850 千㎡となって

いる。

人工林についてみると、齢級構成は 11 齢級をピークとした一山型であり、10 齢級以上が7割以上と主伐期に達している林分が増加している。

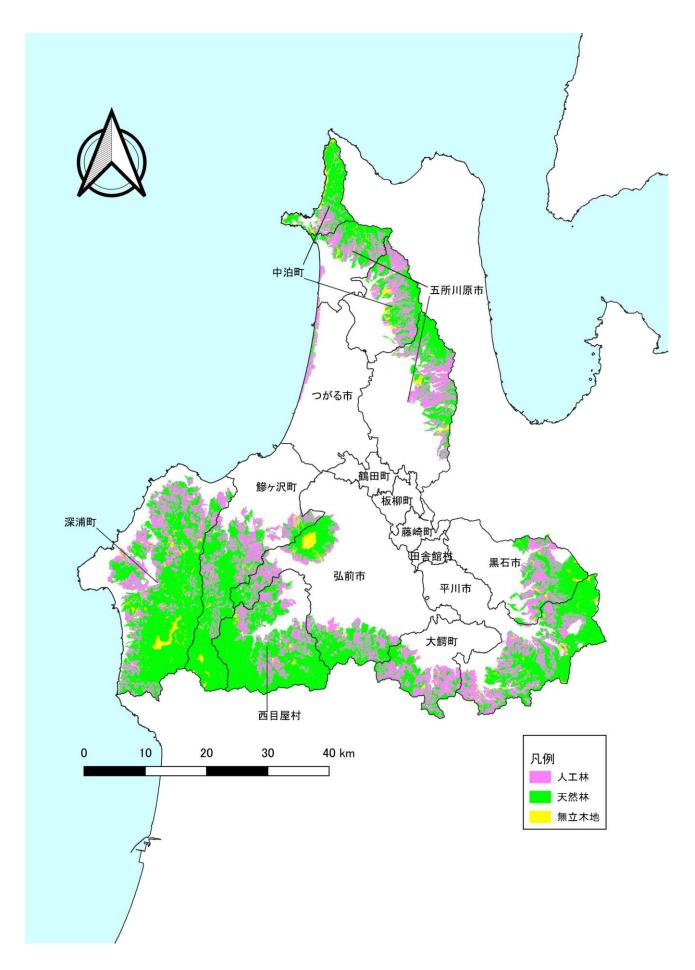


図-1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

イ 主要事業の実績

第五次計画(平成29年度~令和3年度)における本森林計画区での計画に対する実績 は以下のとおりである。

(ア) 伐採量

主伐の伐採量については、分収林の伐期延長等による実施箇所の減少により、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、おおむね計画どおりの実績となった。

(単位:材積 千m3)

					(+1:4.	1118 1 111 /
	計画				実 績	
	主 伐	間伐	臨時伐採量	主 伐	間伐	臨時伐採量
伐採量	539	730 (14, 429ha)	50	299	728 (5, 629ha)	101

- 注1) ()は間伐面積である。
- 注2) 実績の数値については、平成29年度~令和2年度(前4年間)は実績数値、令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。
- 注3) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木等である。

(イ) 更新量

人工造林については、分収林の伐期延長等による主伐箇所の減少や、計画期間の後期に実施した主伐箇所の更新が今期計画に持ち越しになったこと等により、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林野における伐採の取りやめ等により、計画を下回 る実績となった。

(単位:面積 ha)

	計	画	実	績
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	1, 454	852	615	297

注) 実績の数値については、平成29年度~令和2年度(前4年間)は実績数値、令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。

(ウ) 保育量

下刈については、現地の実態に即した効率的な作業の実施による下刈回数の削減等により、計画を下回る実績となった。

つる切り・除伐については、現地の状況を改めて精査して実施した結果、計画を上 回る実績となった。

(単位:面積 ha)

	計	画	実	績
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	4, 081	204	1,528	237

- 注1) 実績の数値については、平成29年度~令和2年度(前4年間)は実績数値、 令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。
- 注2) つる切・除伐の実績には、除伐Ⅱ類を含まない。

(エ) 林道の開設及び改良

林道 (林業専用道を含む。以下同じ。) の開設については、融雪や豪雨等による被 災箇所の改良を優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初計画はなかったが、自然災害への対応等で実施した。

		区分	計画	実 績
開	設	路線数	32	9
用	臤	延長(m)	42, 784	12, 595
3 <i>F</i> c	Ъ	路線数		8
改	良	延長 (m)	_	677

注) 実績の数値については、平成29年度~令和2年度(前4年間)は実績数値、 令和3年度分(最終年度)は見込み数値である。

(オ) 保護林・緑の回廊

保護林については、平成 28 年度に森林生態系や個体群の持続性に着目し、分かり やすく効果的な区分を導入して「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、「希 少個体群保護林」の3区分への再編及び名称の変更を行った。

緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はなかった。

	前計画期首 箇所数 面積(ha)		前計画	前期末
			箇所数	面積(ha)
保護林	10	13, 935	10	13, 935

	前計画	画期首	前計區	
	延長 (km) 面積 (ha)		延長 (km)	面積(ha)
緑の回廊	54	9, 025	54	9, 025

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

なお、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス※に参画しており、この中で国全体としての客観的に評価するための7基準(54 指標)が示されている。本森林計画区内の国有林野について、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、希少な野生生物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、造林、保育、伐採等の施業を行う場合も適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・保護林及び緑の回廊の保全・管理
- ・保護林及び緑の回廊におけるモニタリング調査の実施
- ・希少猛禽類が生息する区域における施業時期や施業方法の配慮
- ・ 渓畔周辺の本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性確保に配慮した施 業の実施

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の施業を適切に 実施するとともに、主伐期に達した森林において適切な施業による木材の生産と確実な 更新を行い、もって公益的機能の発揮と両立した森林生態系の生産力の維持を図る。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・間伐等の森林整備の推進や、主伐及びその後の適確な更新
- ・コンテナ苗や大苗の導入等による低コスト造林に向けた取組
- ・効率的な森林施業等を可能とする路網の整備
- ・青森ヒバの保全と持続的な利用の両立に向けた取組

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫及び野生鳥獣による被害、山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・山火事を防止するための巡視の実施
- ・松くい虫、ナラ枯れ被害等森林病虫害の監視強化及び必要に応じた防除対策の実施
- ・ニホンジカに対する監視体制の強化及び必要に応じた防除対策の実施

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨や融雪等に伴う侵食から森林を守るとともに、水源の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や、尾根筋や渓流沿い等での森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・尾根筋や渓流沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の適確な更新の確保
- ・下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・多様な根系の形成を促す複層林施業等の多様な森林づくりの推進

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

森林による二酸化炭素吸収能力を将来にわたり十分に発揮させるため、間伐等を適切に実施するとともに、主伐及びその後の適確な更新を実施する。また、木材の二酸化炭素貯蔵機能や、化石燃料代替機能等を発揮させるため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・主伐及びその後の適確な更新の推進
- 間伐等の森林整備の推進
- ・計画的な木材生産

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等、森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 森林づくり活動のフィールドとして「ふれあいの森」や「遊々の森」等の国有林野 を国民に提供
- ・レクリエーションの森の利用促進
- ・木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア〜カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野の関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用を行う。また、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会の開催による意見聴取
- ・国有林モニター制度の活用による、国有林野事業に関する意見聴取
- ・広報誌やホームページの充実による情報発信
- ・森林現況の着実な把握
- ※「モントリオール・プロセス」とは、1992 年の地球サミットで採択された「森林原則声明」を具体化するため、温帯林等の持続可能な経営のための基準・指標の作成と活用を進めることを目的として、1993 年に始められた自主的な国際的取組のこと。我が国を含め、米国、カナダ、ロシア、中国等の12ヵ国が参加しており、2007年(平成19年)1月より、我が国が事務局となっている。

④ 政策課題への対応

本森林計画区では、森林及び林業をめぐる情勢等を踏まえ、

- ・森林の公益的機能の発揮に向けた森林吸収源対策、生物多様性の保全、地域の安全・安 心を確保する治山対策
- ・地域の林業・木材産業への貢献に向けた木材の安定供給、民国連携した森林整備
- ・「国民の森林」としての国有林野の活用に向けた国民参加の森林づくり 等に取り組む。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型ごとの管理経営の方向

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて区分し、いわゆる公益林として適切な管理経営を行う。

具体的には、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、本森林計画区の国有林野を、国土保全を目的とする「山地災害防止タイプ」、原生的な森林生態系の維持・保存等を目的とする「自然維持タイプ」、森林レクリエーション利用等を目的とする「森林空間利用タイプ」、気象緩和等人間の居住環境の保全を目的とする「快適環境形成タイプ」、水源の涵養を目的とする「水源涵養タイプ」の5つに区分する。なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型と公益的機能別施業森林の対応は下表に示すとおりである。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材については、有 効利用を図るとともに、各機能の発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の偏りの改善 や地域のニーズに応じた主伐を計画的に行い、木材の安定的な供給に寄与するよう努める。 なお、機能類型ごとの具体的な管理経営については、別冊「管理経営の指針」に基づき 行う。

国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機	能類型	2	公益的機能別	施 業 森 林
山地災害	土砂流出・ 崩壊防備エリア		山地災害防止機能/ 土壤保全機能	
防止タイプ	気象害防備エリア	**	維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林
自然	維持タイプ	水源涵養機能維持増進森林	保健機能維持増進森林	山地災害防止機能/ 土壤保全機能 維持増進森林
森林空	:間利用タイプ	(立地条件に より除外する 場合もある)	保健機能維持増進森林	山地災害防止機能/ 土壤保全機能 維持増進森林
快適環	‡境形成タイプ		快適環境形成機能維持増進森林	
水源	が流 (涵養タイプ			

注)分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項 土砂の流出・崩壊、その他山地災害による人命・人家等施設の被害の防備、その他災害 に強い国土の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保 全対象と当該森林の位置関係、地形や地質、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行う。 具体的には、山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備 エリアの2つに分けて取り扱う。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

根系が深く発達し、適度な陽光が入るよう密度管理することによって下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持し、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等を整備する。

(イ) 気象害防備エリア

樹高が高く下枝が密に着生しているなど、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の 強い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項 自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生 物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

特に我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林として設定し、厳格な保護・管理に努める。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、 景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩 道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

- エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項 騒音や粉塵等の緩和及び風害や霧害等の気象害防止等、地域の快適な生活環境を保全 する観点から、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行う。
- オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項 良質で豊かな水の安定供給を確保する観点から、浸透・保水能力の高い森林土壌を有 し、根系や下層植生の発達が良好な森林に誘導又は維持するために必要な管理経営を行 う。

② 地区ごとの管理経営の方向

本森林計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

ア 相内・太田地区(金木 501 ~ 560、638、639 林班)

当地区は、十三湖に注ぐ相内川、桂川等の河川の上流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主とする人工林からなっている。

桂川、相内川及び太田川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。また、上流部の一部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されている。海岸沿いの十三、五月女萢地区は、日本海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、一帯が防風保安林に指定されている。このため、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能及び快適環境形成機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、津軽半島稜線の四ツ滝山周辺は、原生的なブナの天然林であることから、「四 ツ滝山県自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、 主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

イ 小泊・磯松地区(金木 561 ~ 636、775 ~ 783 林班)

当地区は、南北に長く、小泊から北は、津軽半島の稜線から日本海に向かった斜面、以南は、小泊川流域及び小泊崎周辺に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主体とする人工林からなっている。

権現崎及び冬部沢以北は風光明媚な稜線や海岸線が続くことから、大部分が「津軽国定公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、磯松川地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、特に、小泊川流域及び冬部沢流域は、上水道水源地を有するため、渇水緩和、水質保全が求められている。また、両流域の上流部は急峻な地形であり、土砂流出防備保安林に指定されていることから、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ウ 喜良市地区(金木1~67、69、71~95 林班)

当地区は、金木川、小田川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主とする人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。また、小田川ダムの上流部一帯及び主要な主流の両岸とその上流部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

このほか、小田川上流部の稜線一帯は、「レクリエーションの森(眺望山自然休養

林)」に設定しており、自然とのふれあいの場の提供等の保健・レクリエーション機能 を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

エ 飯詰地区(金木101~118、120~153 林班)

当地区は、北から大渕川、飯詰川、前田野目川流域に位置する丘陵林で、ヒバ、アカマツを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大渕川流域は、分収造林地が集中する 131 林班を除いて全域が水源かん養保安林に指定されており、「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

飯詰川流域は、過去に大規模な山地崩壊が発生した支流の坪毛沢上流一帯が土砂流出防備保安林に指定されている。また、流域内に飯詰ダムがあるなど下流域の上水道等の重要な水源となっていることから、多くが水源かん養保安林に指定されている。このため、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

前田野目川流域は、馬ブ禅山、梵珠山周辺及び稜線部を「レクリエーションの森(眺望山自然休養林)」に設定し、保健保安林に指定されていることから、自然とのふれあいの場等の保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

才 中里地区(金木 201 ~ 238 林班)

当地区は、北から尾別川、中里川、宮野沢川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、最上流部は急峻な地形であることから土砂流出防備保安林に指定されており、水源瀚養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源瀚養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、中里川流域の下流部は、「レクリエーションの森(津軽中里自然観察教育林)」 に設定して、自然とのふれあいの場として広く利用されており、保健・レクリエーション 機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

カ 薄市地区 (金木 301 ~ 305、307 ~ 312、314 ~ 320、322 ~ 342 林班)

当地区は、薄市川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

南側の中野股沢と相ノ又沢流域一帯及び脊梁山脈沿いの地域は、後背地の農耕地の保護等から土砂流出防備保安林に指定されている。また、各流域の中流部は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

キ 今泉地区(金木343 ~ 371 林班)

当地区は、全域が今泉川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、全域が水源かん養保安

林に指定されており、水源滋養機能を発揮させるため、主として「水源滋養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ク 屏風山地区 (金木 402 ~ 448 林班)

当地区は、つがる市木造地区及び軍力地区の日本海に面する七里長浜に沿って広がる海岸林で、その大部分がカシワの天然林及びクロマツ人工林からなっている。

当地区は、海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、ほぼ全域が防風保安林に指定されており、快適環境形成機能を発揮させるため、「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

ケ 赤石地区 (津軽 2001 ~ 2028、2030 ~ 2042、2045 ~ 2061、2065 ~ 2073 林班) 当地区は、小童子川、大童子川、中村川、赤石川の各中下流域に位置し、ブナを主と する天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大童子川及び中村川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源地であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

赤石川流域は、優れた景観を有することから、「津軽白神県立自然公園」に指定されているとともに、「レクリエーションの森(くろくまの滝風景林)」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

コ 奥赤石地区 (津軽 2043 ~ 2044、2062 ~ 2064、2084 ~ 2090 林班)

当地区は、赤石川の最上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、原生的な天然林が広がっていることから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地自然環境保全地域」及び「津軽白神県立自然公園」に指定され、さらに「白神山地世界遺産地域」として登録されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

サ 岩木山西麓地区 (津軽 2074 ~ 2079 林班)

当地区は、岩木山の西麓から北麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、大鳴沢川周辺地域は、スキー場として利用されていることから、「レクリエーションの森(岩木山・鰺ヶ沢スキー場野外スポーツ地域)」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

シ 追良瀬地区 (津軽 3001 ~ 3049、3114、3119 林班)

当地区は、道良瀬川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工 林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、追良瀬川では内水面漁

業が行われていることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。また、急峻な中流部及び下流部の一部は土砂流出防備保安林に指定されており、水源滋養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源滋養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上流部の一部は、白神山地への登山ルートとして利用されるとともに、白神山地の展望が良好な地域であることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ス 奥追良瀬地区 (津軽 3111 ~ 3113、3115 ~ 3118、3120 ~ 3122 林班)

当地区は、追良瀬川の最上流域に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、原生的な天然林が広がっていることから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地自然環境保全地域」に指定され、さらに「白神山地世界遺産地域」として登録されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

セ 深浦地区 (津軽 3050 ~ 3063 林班)

当地区は、深浦港の後背地に広がっており、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ソ 笹内地区 (津軽 3064 ~ 3079、3109 ~ 3110 林班)

当地区は、笹内川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、地形が急峻であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源滋養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源滋養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

なお、笹内川と追良瀬川の分水嶺周辺は、優れた景観を有することから、「津軽国定公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

タ 松神・大間越地区 (津軽 3080 ~ 3107 林班)

当地区は、秋田県境から十二湖までの日本海に面しており、ブナを主とする天然林及 びスギやクロマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域に集落や耕作地が広がり、農業用水等の重要な水源であるが、急峻な地形であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営

を行う。

神秘的な湖沼が連なる十二湖周辺は、自然探勝やキャンプ等に利用されていることから、「レクリエーションの森(津軽十二湖自然休養林)」に設定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上流部一帯は、ブナを主とする天然林であることから、生物多様性保全機能を発揮させるため、「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

チ 中村川地区(津軽1~24 林班)

当地区は、中村川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ツ 岩木山東麓地区 (津軽 25 ~ 46 林班)

当地区は、岩木山山頂から東麓、南麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、南麓は、スキー場として広く利用されていることから、「レクリエーションの森(岩木山スキー場野外スポーツ地域)」に設定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

テ 岩木川地区 (津軽 101 ~ 150、158 ~ 164、175 ~ 203、341 ~ 407 林班)

当地区は、岩木川及び相馬川、大川、大秋川等の支流に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、津軽ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

また、「白神山地森林生態系保護地域」に隣接している上流部一帯は、ブナを主とする天然林が広がっており、暗門大橋、津軽峠付近は暗門地区への入山口として広く利用されていることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ト 暗門地区 (津軽 151 ~ 157、165 ~ 174 林班)

当地区は、岩木川流域の源流部に当たる大川と暗門沢流域に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、原生的な天然林が広がっていることから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地自然環境保全地域」及び「津軽白神県立自然公園」に指定され、さらに「白神山地世界遺産地域」として

登録されているほか、「レクリエーションの森(暗門の滝自然観察教育林)」に設定して おり、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として 「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ナ 一野 渡 地区 (津軽 309 ~ 337 林班)

当地区は、大和沢川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

尾神沢の下流部は、特異な地形と自然環境を有することから、「座頭石県自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能の発揮のため、主として「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行う。

二 大鰐地区 (津軽 502 ~ 598 林班)

当地区は、平川の支流の虹貝川、三ツ目内川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

三ツ目内川流域の折紙沢には上水道水源地が設置されているほか、虹貝川流域には草瀬野ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源滋養機能を発揮させるため、主として「水源滋養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ヌ 碇ケ関地区 (津軽 701 ~ 802 林班)

当地区は、平川、犬落箭川、津刈川及び遠部沢流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

津刈川流域には久吉ダム、遠部沢流域には遠部ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行う。

ネ 板留・大川原地区 (津軽 1001 ~ 1009、1012 ~ 1047 林班)

当地区は、八甲田山の西側で、浅瀬石川支流の中野川、湯ノ沢、板家戸沢、青荷川流域等の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、二庄内ダムがあるなど下流域の農業用水等の重要な水源であることからほぼ全域が水源かん養保安林に指定されているが、沢沿いは、崩壊地が多いことから土砂崩壊防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ノ 葛川・善光寺 平地区(津軽 1048 ~ 1073、1075 ~ 1084 林班)

当地区は、八甲田山の南西側で、浅瀬石川流域の源流部に当たる小浅瀬石川、砂子沢、寒川沢に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、急峻な地形であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源滋養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源滋養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」等に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

ハ 切明・大木平地区 (津軽 1085 ~ 1117 林班)

当地区は、切削沢、摺毛沢、温川沢の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、急峻な地形であることから、ほぼ全域が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全機能を発揮させるため、主として「水源涵養タイプ」と「山地災害防止タイプ」に区分して管理経営を行う。県境付近は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行う。

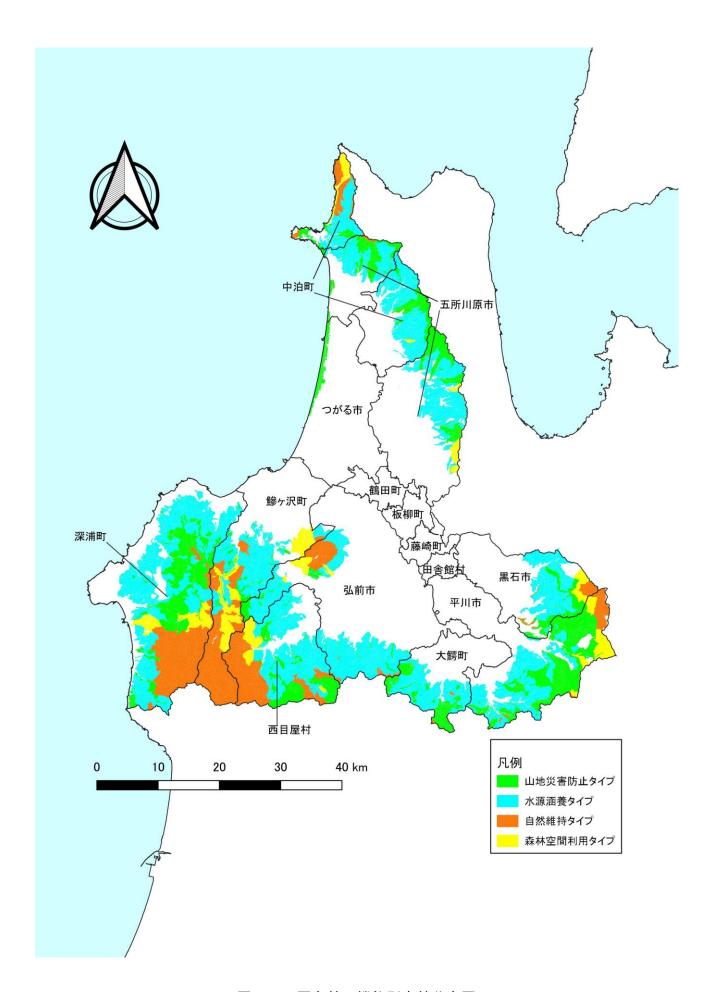


図-2 国有林の機能別森林分布図

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、地域の森林・林業の再生、林業の成長産業化に貢献していくため、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、津軽流域林業活性化センター等の場において、地域における課題やニーズの把握に努める。また、森林経営管理制度が導入されたことも踏まえて、県、市町村、森林組合、林業事業体等と密接な連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等を先導的・積極的に進めていく。

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

一貫作業システムやコンテナ苗の活用等による低コスト造林技術、下刈省力化等の低コスト育林技術、ICT (情報通信技術)等の先端技術を活用した効率的な木材生産手法の実証に積極的に取り組む。特に、林業事業体等と連携した工程管理の分析・改善を積極的に進める。

さらに、これらについて現地検討会を開催するなどして民有林への普及・定着を図る。

② 林業事業体の育成

事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的・安定的な事業の発注に努めることにより、林業事業体の安定的な雇用の確保に資するとともに、労働安全対策に配慮した事業実行の指導に取り組む。あわせて、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある 林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこ うした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。

③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

隣接する民有林との連携により双方の事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

具体的には、西目屋地域森林整備推進協定及び馬神前田野目地域森林整備推進協定で設定している森林共同施業団地において、民有林と連携した路網の整備と相互利用の推進、土場の共同利用化、計画的な間伐等の森林整備の実施、民有林材との協調出荷等に取り組また。

また、森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資する ため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との連携を図り、 合理的な路網整備に努める。

④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士(フォレスター)等による技術支援

各種研修等を活用しつつ専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理 士 (フォレスター)等を育成する。森林経営管理制度の導入を踏まえ、県の森林総合監理 士等と連携して、市町村森林整備計画の策定など市町村の森林・林業行政への技術的支援 に積極的に取り組む。 青い森林業アカデミーや試験研究機関等に対し、実習用又は調査用フィールドとして提供するとともに、本森林計画区内にある試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

主伐については、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定し、複層林や針広混交 林への誘導など、多様な森林整備を推進するとともに確実な更新を進め、公益的機能の向上 を図る。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策として進めるとともに、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着に努める。

更新については、低コスト化を図るため、伐採から植栽までを一体的に行う「一貫作業システム」や、コンテナ苗の活用等に努める。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況等現地の実態に即して箇所ごとに必要性を判断し、実施回数の低減など保育経費の低コスト化を図る。

林道及び森林作業道については、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を図る。

本計画期間における各事業の総量は以下のとおりである。

① 伐採総量 (単位:m³)

区 分	主 伐	間伐	臨時伐採量	# <u></u>
∄ †	715, 000	800, 000 (14, 753ha)	55, 000	1, 570, 000

- 注1) ()は、間伐面積である。
- 注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

② 更新総量 (単位: ha)

区分	人工造林	天然更新	a +
計	1, 247	692	1,939

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

③ 保育総量 (単位: ha)

区分	下刈	つる切・除伐	計
計	2, 571	501	3,072

注) 四捨五入のため、計が一致しないものがある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区分	開 設		改良	
	路線数	延長(m)	箇所数	延長(m)
∄ †	16	26, 287	25	1, 758

(5) その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

上記 1(1)③才に記載のほか、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、 木材利用についての国民への啓発に努める。

具体的には、治山工事において、治山ダムに使用する型枠に木材を利用した残存型枠や、 針葉樹型枠用合板を積極的に利用するとともに、山腹工における土留工、柵工及び水路工 等についても木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用する。また、林道工事におい ても、盛土箇所に必要な土留工や柵工等に木製構造物を採用するなど木材を積極的に利用 する。

② 生物多様性の保全

原生的な天然林や希少な野生生物が生育・生息する森林について、引き続き、適切な保全管理を行うとともに、渓流沿いや尾根筋等、それ以外の森林においても、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

また、渓畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努める。

③ 地域の安全・安心を確保する治山対策の推進

人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所については、計画的に治山事業を 実施するとともに、集中豪雨等で被災した箇所については、早期に復旧を行う。また、山 地崩壊等に伴う流木被害が顕在化していることを踏まえ、流木対策を推進するとともに、 国土保全等の推進に当たっては、流域保全の観点から、国有林と民有林を通じた計画的な 事業実施、民有林治山事業や他の国土保全施策との連携に取り組む。

また、治山事業による国土保全の取組について地域住民へ情報提供する。

④ ヒバ林復元の推進

日本三大美林にも数えられる青森ヒバの天然林は、かつては津軽半島、下北半島を中心に豊富にあったが、現在は大径木が大幅に減少するなど、蓄積・面積とも少なくなっている状況にある。

一方、本森林計画区においては、天然更新によるヒバの発生が旺盛であり、スギ等の人 工林内においても同様の状況が観察される。 このような状況を踏まえ、津軽半島及び下北半島において、将来のヒバ林の拡大・充実を目的として、ヒバを主とする天然林の周辺に分布するスギ等の人工林を、主に天然更新によりヒバを主とする林分へ誘導する取組を推進する。

なお、本森林計画区内における本取組を推進する地域(「ヒバ林復元推進エリア」)は、 津軽半島の喜良市地区以北(屏風山地区を除く)の国有林野とする。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

- (1) 巡視に関する事項
 - ① 山火事防止等の森林保全巡視

日常の森林保全巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然 防止、森林病虫害及び鳥獣被害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理 等の保全管理に努める。

また、保全管理の実施に当たっては、地域住民、県、市町村、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努めるとともに、風水害による山地崩壊、倒木、林道等施設の災害の未然防止、あるいは早期発見に努める。

特に、路網の整備に伴い、廃棄物の不法投棄が発生することも想定されるので、不法投棄の未然防止のため、地域住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

② 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎であることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、居住地域周辺等に所在する国有林野については、権原が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることのないよう、重点的に保全管理に努める。

③ 「白神山地世界遺産地域」の森林保全管理

「白神山地世界遺産地域」を適切に保全管理するため、日常から森林の巡視活動等の様々な活動を実施することにより、適切な保全管理に努める。

具体的には、白神山地合同パトロールを実施し、ボランティア巡視員と連携を図りながら森林生熊系の保全管理に努める。

また、「白神山地世界遺産地域」を適切に保全管理するために、入山者から立木の損傷や伐採等の異常を発見した場合の情報を携帯電話からのメールにより提供してもらう「森林情報ポスト」について、入山者へのパンフレットの配布等により、利用を広く呼びかけ、地域の関係者と連携した国有林野の適切な管理に努める。

特に、「白神山地世界遺産地域」への入山については、「白神山地世界遺産地域管理計画」に基づき、核心地域への登山を目的とする場合は、27 区間の「指定ルート」に限定するとともに、入山届出の手続きを求める。ただし、学術研究、報道機関による取材等の公共的な行為を目的とする場合は、「指定ルート」に限定せず、入林許可申請の手続きを求める。また、入山の状況及びそれに伴う生態系の変化を把握するため、関係省庁、研究機関等と連携し、モニタリング調査を継続する。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病害虫等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病害虫等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備等、被害の未然防止に努めるとともに、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行う。

このうち、松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と関係機関と連携した巡視等の一層の推進を図る。なお、被害の状況等に応じ、被害箇所の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他樹種への転換についても考慮する。

また、ナラ枯れ被害についても関係機関と連携し情報共有するとともに、重点的な巡視を行い早期発見に努め、適切な防除対策の推進を図る。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

本森林計画区においては、原生的なブナ天然林が大面積にわたって維持されており、世界遺産地域にも登録されている「白神山地森林生態系保護地域」をはじめとして、10 箇所の保護林を設定しており、モニタリング調査等を実施するとともにその結果に基づき、適切な保全・管理を図る。

また、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生荒廃防止等の措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルールの確立や標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

② 緑の回廊

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに八甲田山周辺から蔵王周辺まで、約2km の幅で約 400 kmにわたって設定しており、このうち本森林計画区には延長約9kmが含まれている。

「白神八甲田緑の回廊」は、「白神山地森林生態系保護地域」から「奥羽山脈緑の回廊」の八甲田・十和田湖周辺に至る青森県と秋田県の県境沿いに約2kmの幅で約45kmにわたり設定している。

緑の回廊においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生生物の生育・生息環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜き伐り等に努めるとともに、民有林関係者とも連携しつつ、質的充実に努める。

(4) その他必要な事項

① 野生鳥獣との共生及び被害対策

野生鳥獣との共生については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生鳥獣の移動 経路等の生息環境を維持していくよう配慮する。

野生鳥獣による被害対策については、関係省庁、県、市町村等と情報を共有しつつ、日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

特に、近年その分布が拡大しているニホンジカについては、更なる分布拡大と被害発生を防止するため監視を強化し、分布情報や被害状況の適確な把握に努める。具体的には、

職員のみならず、国有林野で作業を行う事業体や入林者からの情報によるチェックシートを活用したニホンジカの分布状況調査等に継続して取り組む。また、県、市町村等と情報を共有し、必要に応じて連携した被害対策を講じる。

さらに、「白神山地世界遺産地域」周辺でニホンジカが頻繁に確認され、当該地域においても確認されていることから、関係省庁、県、市町村等と連携し、センサーカメラ等によるモニタリング調査に取り組むとともに、わなによる捕獲の有効性の検証等に取り組む。

② 希少な野生生物の保護

希少な野生生物については、生育・生息地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて 専門家の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつその保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の希少な鳥類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の意見を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

③ その他

「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」については、地域住民、ボランティア、 NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ希少種の保護や移入 種の侵入防止等に努める。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

本森林計画区においては、スギ等の人工林資源が本格的な利用期を迎えている。このような状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、安定的・持続的供給に努める。

主伐材の供給については、新たな需要開拓やニーズに応じた効果的な供給に努める。

また、間伐材の利用促進に当たっては、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、加工・流通コストの削減や民有林管理への貢献等に取り組む需要者と協定を締結して需要先へ直送する「安定供給システム販売」を推進する。

あわせて、小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、需要者等への供給に努める。

特に、青森ヒバ等の民有林からの供給が期待しにくい林産物の持続的かつ計画的な供給に 努める。

なお、木材需要の急変時には、地域や関係者の意見の迅速かつ適確な把握に取り組み、全 国的なネットワークを持つ国有林野事業の特性を活かした需給調整機能の発揮に努める。

(2) その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設を新改築する場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、率先して木材の利用に努める。

また、県、市町村等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、 林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、本森林計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や地域住民の福祉の向上に資するよう努める。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能が発揮されるよう調整を図りつつ取り組む。また、公用・公共用・公益事業のための活用に資するため、県、市町村等との情報交換を密にするとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、ホームページ等を活用し、情報の提供に努める。

特に、「津軽十二湖自然休養林」、「白神山地暗門の滝自然観察教育林」については、森林レクリエーションの場として利用促進を図るとともに、森林ボランティアによる森林パトロール、森林環境美化活動等を推進する。

(3) その他必要な事項

特になし。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行 うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利である こと等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等 により、当該民有林野における土砂流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公 益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、民有林野と一体的に施業を実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

具体的には、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる施業等を 民有林野と一体的に実施する取組を推進する。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、森林法等の定めに従い、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林づくり制度について、ボランティア団体等が行う森林づくり活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、県、市町村、緑化関係団体等と連携し、円滑な活動の実施に努める。

また、国有林野を活用した体験活動等を実施する「遊々の森」においては、引き続きフィールドを提供するとともに、森林、林業等に関する情報を提供する。

その他、NPO等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や協定の締結等、多様な取組に努める。

遊々の森

近々 Oi 森				
名 称(市町村)	面 積 (ha)	位 置(林小班)		
白神インタープリテーショ ンフィールド (西目屋村)	6. 91	鬼川辺国有林(177 ろ 13、ほ 2 内)		
エコ・遊々の森 (弘前市)	4. 13	上中村山国有林(12 り 2)		
白神自然塾遊々の森 (鯵ヶ沢町)	19. 25	東赤石山国有林 (2052 れ 1 、れ 2 、れ 3 、 ね 1 内、ね 2 内)		
桜のまほろばの森 (弘前市)	0.57	東岩木山国有林(43 は2)		
などわの森 (弘前市)	3.84	湯口山国有林(341 と)		
つがる白神湖 遊々の森 (西目屋村)	32. 11	網滝山国有林 (191 い 9 内、に 2 内、に 3 内、に 9 内、に 10 内、に 11 内、ほ 1 内)		
白神自然学校 遊々の森 (鰺ヶ沢町)	10. 40	矢倉山国有林 (2045 に 1、に 2、に 3、に 7)		
あすなろ自遊モリ森 (中泊町)	45. 97	袴腰山国有林(207 と 1、219 ろ) 今泉山国有林(342 い、350 い 1、ろ 4、 352 ろ)		

(2) 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元 地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保 全・形成に参画できる制度として推進する。また、木材の安定確保等を目的として、分収造 林制度の活用を積極的に推進する。

さらに、そのほかの企業や団体等に対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業 (「法人の森林」)を積極的に推進する。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育への取組

学校、県、市町村、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有 林関係者など、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進する。

具体的には、「遊々の森」等の活用、森林教室等の体験活動、森林環境教育に適したフィールドの情報提供、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等の取組を積極的に行う。

その際、津軽白神森林生態系保全センターと連携し、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、森林管理局・森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」を通じた情報提供、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供など、波及効果が期待される取組にも努める。

② 地域住民や関係機関と連携した取組

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、 国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対 応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

具体的には、「白神山地世界遺産地域」周辺における自然再生の方向性を取りまとめた「白神山地周辺地域自然再生計画書」に基づき、自然保護団体、NPO、学識経験者等と連携して、白神山地周辺地域の森林空間利用タイプに分布するスギ人工林について、広葉樹林化を図る等の自然再生活動を実施する。

また、不法投棄防止による保安林保全のため、十三、五月女萢地区の防風保安林、海岸等において、市町、ボランティア、NPO等と連携し、森林クリーン作戦を引き続き実施する。

③ 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

ホームページ等の各種メディアの活用等により、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるとともに、学生インターンシップ受入れ、現場研修会へのフィールド提供等を行う。

また、国有林モニター制度の活用等により、国有林野事業の活動全般等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要望の適確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

国有林野を高性能林業機械の研修や、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するとともに、試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

具体的には、低コスト造林技術の開発・実証のため設定した低密度植栽試験地において、 植栽木の生育調査、施業方法の実証等を行い、低コスト造林技術を確立するとともに、民有 林への技術の普及に努める。 また、効率的な事業の実施に向け、無人航空機などの先端技術の活用に積極的に取り組む。さらに、ヒバ天然林については、既存の試験地等の活用により、

- ・ヒバ中小径木を主体とする林分の間伐
- ・設定目的を果たした保護樹帯の取扱い

についての技術的な検証を行う。

(2) 地域の振興に関する事項

① 地域性を活かした産業振興等への寄与

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用等、国有林野事業の 諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与 するよう努める。

また、地域の要請にきめ細かく対応することとし、地域振興等に資する国有林野の貸付や売払いに努める。

なお、本森林計画区では、豊かな自然環境が地域の重要な資源となっていることを踏まえ、地域性を活かした産業の振興のための国有林野の活用や景観に配慮した施業の実施等について、地域の要望への積極的な対応に努める。

② 蜂蜜採取への配慮

トチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつ つ、積極的な保残に努める。

(3) その他必要な事項

① 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

本森林計画区内の国有林野は、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する 条例」により定められた「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針」の対 象地域であり、水源滋養機能の維持増進、水質の汚濁の防止等に配慮した森林施業を適切 に実施する。

② 花粉発生源対策

花粉発生源対策についての社会的要請に適切に対応するため、国有林におけるスギ等の 植栽に際しては、可能な限り花粉症対策苗木の使用に努める。